



東御市と学校法人佐久学園との連携協力に関する包括協定書

東御市と学校法人佐久学園（以下「両者」という。）は、相互の発展に資するため、連携及び協力に関する基本的事項について、次のとおり包括協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が包括的な連携と協力のもと、各々の資源の相互活用と人的交流を行い、豊かな地域社会の形成・発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携協力するものとする。

- (1) 健康・福祉・医療に関する事項
- (2) 教育、文化・スポーツに関する事項
- (3) 地域振興、災害支援に関する事項
- (4) 学術研究の推進に関する事項
- (5) その他、目的を達成するために両者が必要と認める事項

（覚書）

第3条 両者は、前条に掲げる事項の個別事業の実施に係る条件及び経費負担等について別途協議し、覚書を取り交わすことができる。

（協議）

第4条 両者の連携協力による事業を円滑に推進するため、両者の求めに応じ協議の場を設けるものとし、その運営は両者の当該事業担当部署において実施する。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の1か月前までに、両者のいずれからも書面による改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、以後の更新についても同様とする。

（疑義等の協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じたときは、両者が別途協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両者が署名捺印のうえ、各々の1通を保有する。

令和3年4月22日

長野県東御市県281番地2

東御市長

花岡利夫



長野県佐久市岩村田2384番地

学校法人佐久学園

理事長

盛岡正博

